

電力・ガス監視等委員会からの建議を 受けた対応について

2026年3月27日

資源エネルギー庁

「2022年度以降のインバランス料金制度について（中間とりまとめ）」 を踏まえたインバランス料金制度の改正について（建議）

- 令和4年度に現在のインバランス料金制度が導入され、その内容は「2022年度以降のインバランス料金制度について（中間とりまとめ）」（以下、「中間とりまとめ」という。）として整理されている。
- 需給ひっ迫の度合いに応じてインバランス料金を上昇させるkW需給ひっ迫時補正インバランス料金（以下、「補正インバランス料金」という。）について、暫定価格の見直し等を整理し、第10回制度設計・監視専門会合（令和7年6月27日）において、中間とりまとめの改定案が了承された。
- これを踏まえ、経済産業大臣に対し、中間とりまとめを踏まえた令和8年度からのインバランス料金制度の改正について、令和7年7月10日に建議が行われたところ。
- なお、第15回制度設計・監視専門会合（令和7年11月21日）において、時間前市場におけるエリア別情報公表の実施時期が令和8年10月1日となったことから、インバランス料金制度の改正時期も同日からに明確化された。

<経済産業大臣に対する建議事項（令和7年7月10日）>

- kW需給ひっ迫時補正インバランス料金のCの値（上限価格）を、令和8年度からは当面の間、300円/kWhとし、インバランスの発生やインバランス料金の状況等を監視し、必要に応じて更に見直しを行う。
- kW需給ひっ迫時補正インバランス料金のDの値を、令和8年度からは当面の間、50円/kWhとし、インバランスの発生やインバランス料金の状況等を監視し、必要に応じて更に見直す。
- 閾値以上の価格が一定期間以上連続して発生した場合には、一時的にkW需給ひっ迫時補正インバランス料金の上限価格を引き下げる制度（累積価格閾値制度：cumulative price threshold）を令和8年度から導入する。

【累積価格閾値制度】

期間設定：対象日の直前7日間。

閾値設定：スポット市場価格（エリアブライズ）200円/kWh以上の累積発生コマ数が30コマに到達。ただし、沖縄エリアについては、指標をインバランス料金とする。

閾値を超えた場合の上限価格：閾値に到達した翌日から補正インバランス料金の上限価格を電力使用制限令の措置を参考に100円/kWhとする。

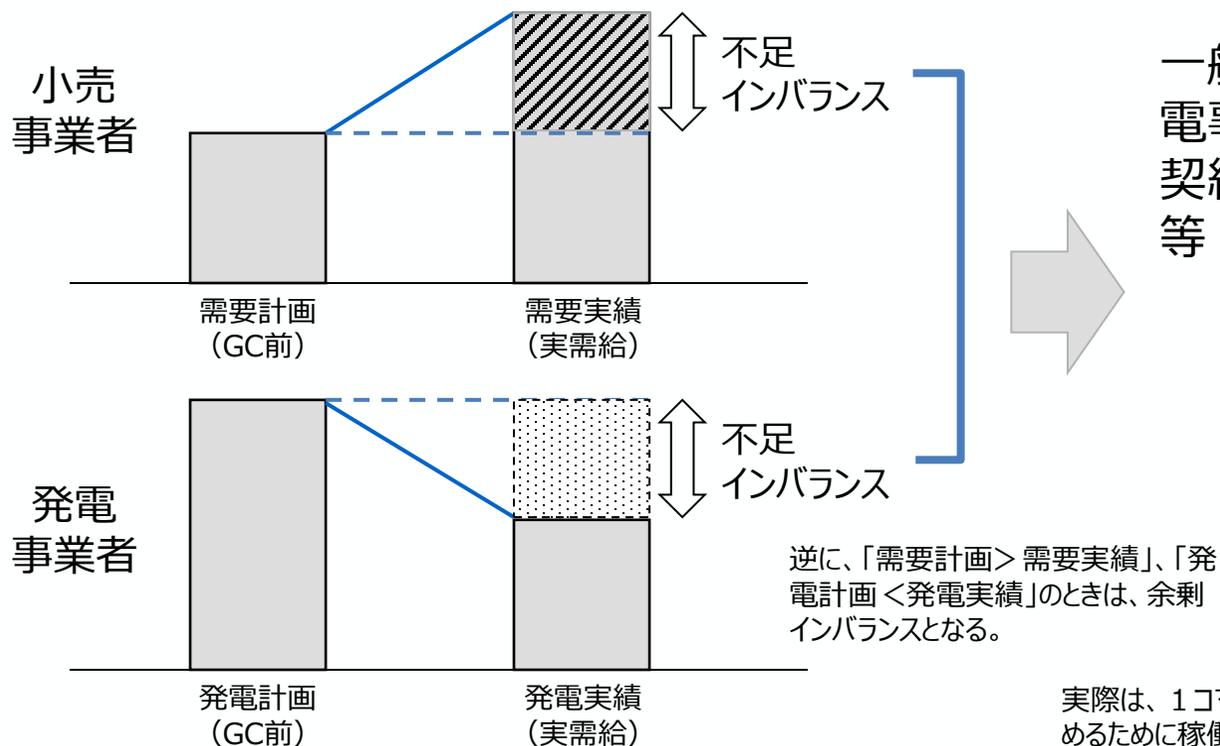
解除要件：対象日の直前7日間の100円以上の累積発生コマ数がゼロになった時点。

- 日本卸電力取引所における時間前市場の情報公表の拡充については、今後、エリアを分割した情報公表を行う方向で検討を進め、時期については、次回日本卸電力取引所のシステム更新を行う予定である令和8年4月からの実施を目指して、日本卸電力取引所等における検討を進めていく。

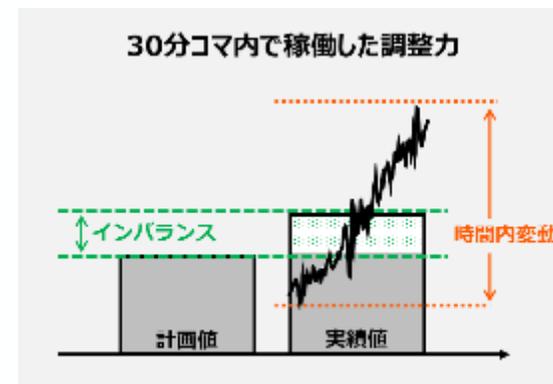
(参考) インバランスとは

- 2016年度からの小売全面自由化後、新たに計画値同時同量制度が導入され、小売事業者と発電事業者は、1日を48コマに分割した30分単位のコマごとに需要計画と発電計画を作成し、実需給の1時間前（ゲートクローズ）までに需給を一致させる運用を行っている。
- 実需給において、計画からズレ（インバランス）が発生した場合は、一般送配電事業者が、電源等（調整力）に指令を行いインバランスを解消するよう調整する。

現在の需給調整の仕組み

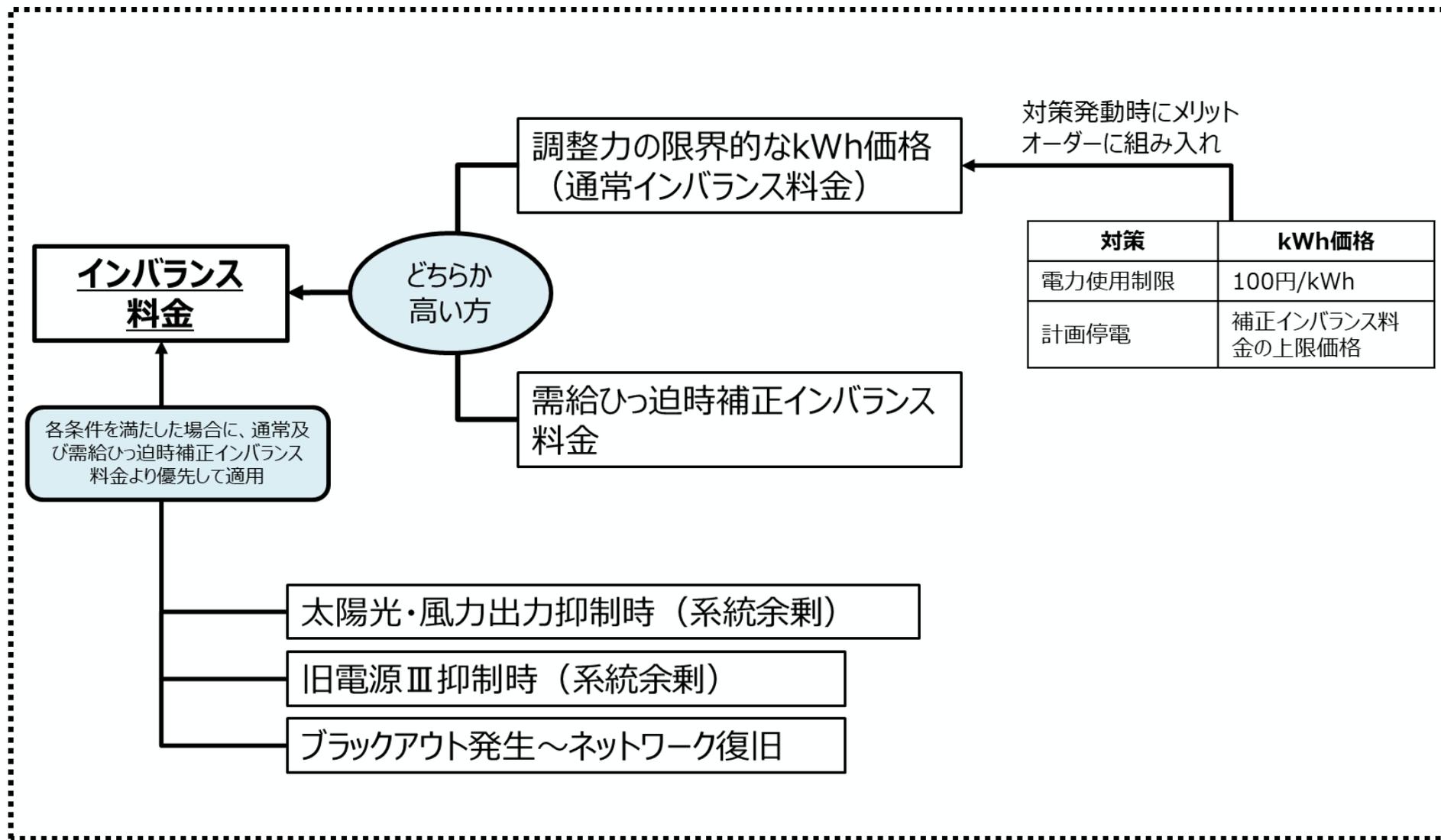


一般送配電事業者は、小売事業者や発電事業者が発生させたインバランスを予め契約により確保した需給調整用の電源等（調整力）を用いて解消する。



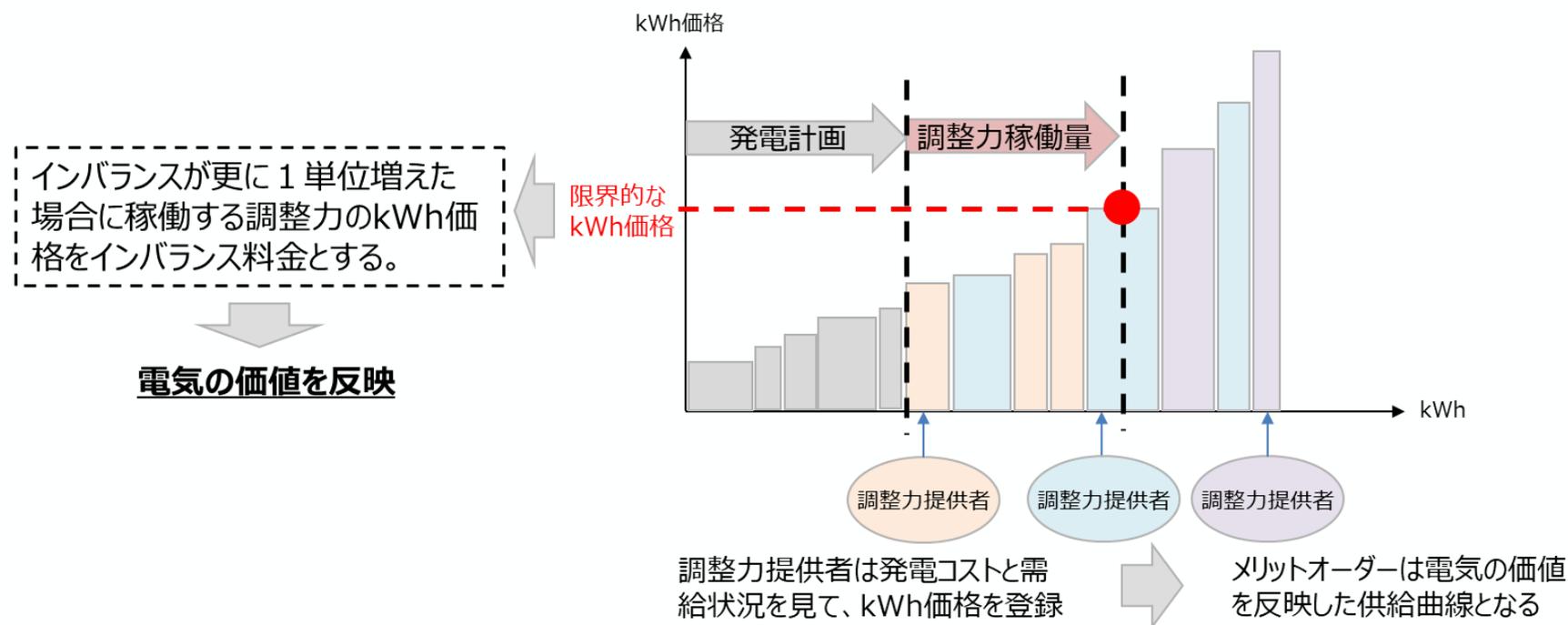
実際は、1コマ（30分）の中で稼働した調整力の中には、インバランスを埋めるために稼働したものと、時間内変動を調整するために稼働したものがある。

(参考) インバランス料金算定方法の全体像



(参考) インバランス料金の基本的な考え方 (調整力の限界的なkWh価格)

- 一般送配電事業者は、実需給で発生するインバランスについて、調整力をメリットオーダーで運用することにより調整する。
- このとき、発電事業者等による調整力のkWh価格の登録が十分に競争的なものとなれば、実需給で稼働する調整力の限界的なkWh価格はその時間帯の電気の価値を原則として反映すると考えられる。
- したがって、基本的に、各コマごとに稼働した調整力の限界的なkWh価格をインバランス料金に引用する。



(参考) 需給ひっ迫時補正インバランス料金 (供給力の追加確保コストを反映)

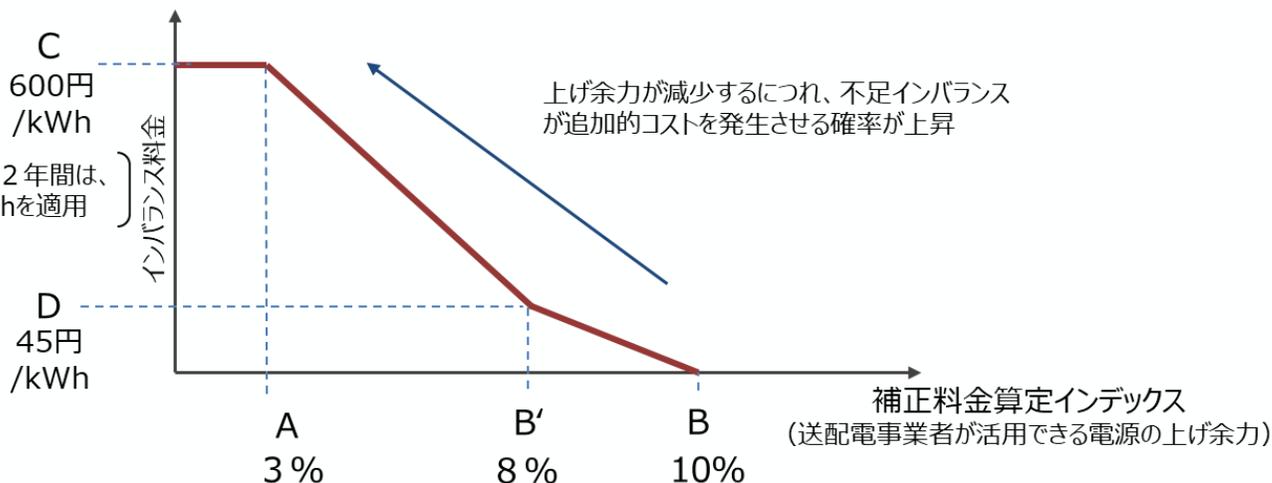
- 需給ひっ迫時の不足インバランスの発生は、大規模停電等の系統全体のリスクを増大させ、緊急的な供給力の追加確保や、将来の調整力確保量の増大といったコスト増につながる。
- このため、新たなインバランス料金制度では、こうしたコストが料金に反映されるよう、一般送配電事業者が活用可能な「上げ余力」が減少するにつれ、リスクに備えた緊急の供給力追加確保や将来の調整力確保量の増加といった追加的コストが上昇していくと考え、それを一定の式 (下図のような直線) で表し、インバランス料金に反映させることとした。
- 需給ひっ迫時にインバランス料金が上昇する仕組みとすることにより、需給ひっ迫時には時間前市場の価格も上昇し、DRや自家発など追加的な供給力を引き出す効果や、需要家が節電する効果も期待される。

需給ひっ迫時の補正インバランス料金

緊急的に供給力を1kWh追加確保するコストとして、市場に出ていない供給力を新たに1kWh確保するために十分な価格として、新たにDRを追加的に確保するのに必要な価格。

〔2022年度から2023年度までの2年間は、暫定的措置として200円/kWhを適用〕

確保済みの電源I'のkWh価格を参考に決定。



政府が需給ひっ迫警報を発令する水準を参考に決定。

電源I'を発動が確実となる水準を参考に決定。

電源I'を発動し始めるタイミングを参考に決定。

(参考) 2022年度以降のインバランス料金制度について (中間とりまとめ) (1/2)

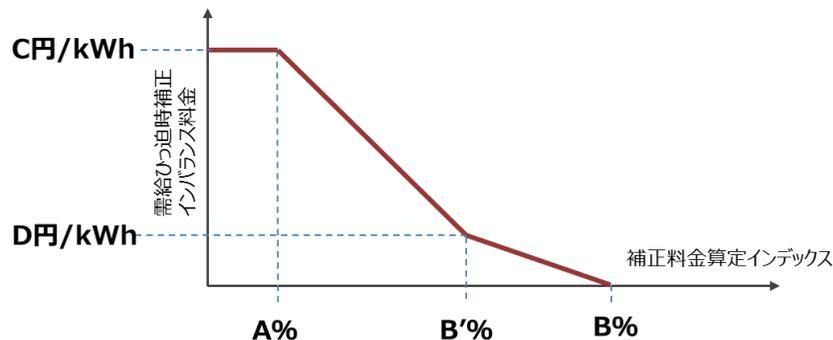
令和7年6月27日 電力・ガス取引監視等委員会事務局 2022年度以降のインバランス料金制度について (中間とりまとめ) 【抜粋】

2. インバランス料金の算定方法の詳細

(5) kW需給ひっ迫時補正インバランス料金

需給ひっ迫時、すなわち一般送配電事業者が用いることができる「上げ余力」が少ない状況での不足インバランスは、大規模停電等の系統全体のリスクを増大させ、緊急的な供給力の追加確保や、将来の調整力確保量の増大といったコスト増につながるもの。したがって、需給ひっ迫時、すなわち「上げ余力」が一定値以下になった場合には、そうした影響（コスト増）をインバランス料金に反映させ、系統利用者に対する適切なインセンティブとなるよう、料金を上昇させることで、需給の改善を促していくことが適当である。

このため、以下のような直線的な式に基づき、そのコマの「上げ余力」（以下、「補正料金算定インデックス」という。）に対応する需給ひっ迫時補正インバランス料金を決定し、これが、上述（1）のア）調整力の限界的なkWh価格よりも高い場合は、この価格を当該コマのインバランス料金とする。



上図におけるA～Dの具体的な数値の設定については、必要に応じて見直しを行うことを前提に、当面は以下の設定とする。

[略]

C：緊急的に供給力を1kWh追加確保するコストとして、市場に出ていない供給力を新たに1kWh確保するために十分な価格ということから、新たにDRを追加的に確保するのに必要となる価格として、2018年度及び2019年度向け電源I'の公募結果から電源I'として確保したDRを一般送配電事業者が想定する回数発動した場合の価格を参考に、原則として600円/kWhとされた。ただし、2022年度から2023年度までの2年間は、暫定的な措置として、需給要因により高騰したと考えられる過去の時間前市場での約定の最高価格を参考に200円/kWhを適用することとした。2024年度は、小売電気事業者の事業環境の大きな変化が予想されることから、200円/kWhの適用を継続した。2025年度は、C、Dの設定の見直し、累積価格閾値制度を制度運用に反映させるためには、実務的にはシステム改修等の所要の準備期間を要することに加え、託送料金算定規則の改定等の所要の規則変更が必要となり2025年4月からの制度運用開始は難しい面があることから、200円/kWhの適用を継続する。2026年度からは当面の間、300円/kWhとし、インバランスの発生やインバランス料金の状況等を監視し、必要に応じて更に見直す。

D：確保済みの電源I'のコストとして、電源I'応札時に応札者が設定するkWh価格の上限金額の各エリア最高価格の全国平均を参考に2025年度までは、45円/kWhとする。2026年度からは当面の間、50円/kWhとし、インバランスの発生やインバランス料金の状況等を監視し、必要に応じて更に見直す。

(参考) 2022年度以降のインバランス料金制度について (中間とりまとめ) (2/2)

令和7年6月27日 電力・ガス取引監視等委員会事務局 2022年度以降のインバランス料金制度について (中間とりまとめ) 【抜粋】

(9) 長期間kW需給ひっ迫時補正インバランス料金の上限価格が継続した場合の措置

長期間kW需給ひっ迫時補正インバランス料金の上限価格が継続するような状況では、電源は供給力として出尽くしており、追加的な供給力として期待できるのは、基本的にはDRに限られてくると考えられる。しかし、長期間のDRの連続稼働には限界があることから、一定期間を超えると小売電気事業者の供給力確保は極めて厳しい状況になり、不足インバランスが累積することが想像される。

こうした回避困難な不足インバランスの累積による経済的負担を緩和するには、上限価格が一定期間以上連続して発生した場合には、一時的に補正インバランス料金の上限価格を引き下げる措置 (累積価格閾値制度: cumulative price threshold) を設定することが必要と考えられる。

このため、2026年度から以下の措置を導入する。

【累積価格閾値制度】

・期間設定: 対象日の直前7日間。

・閾値設定: スポット市場価格 (エリアプライス) 200円/kWh以上の累積発生コマ数が30コマに到達。ただし、沖縄エリアについては、指標をインバランス料金とする。

・閾値を超えた場合の上限価格: 閾値に到達した翌日から補正インバランス料金の上限価格を電力使用制限令の措置を参考に100円/kWhとする。

・解除要件: 対象日の直前7日間の100円以上の累積発生コマ数がゼロになった時点。

(参考) 第15回制度設計・監視専門会合における議論 (実施時期について)

電力・ガス取引監視等委員会
第15回制度設計・監視専門会合
(2025年11月21日開催) 資料6

エリア別表示の考え方・時期について

1. エリアの分割・表示に当たっては、第7回制度設計・監視専門会合資料（前スライド参照）で示したとおり、旧一電等の事業者から、旧一電の供給区域ごとに分割し表示した場合、連系線の分断状況等を踏まえると、入札した旧一電が特定され、限界費用や燃料価格が推測され、その結果として、小売との相対交渉や燃料調達時の価格交渉に影響を与えるといった懸念が示された。
2. このため、こうした競争に及ぼす影響を考慮して、旧一電等とエリアの分割方法について調整を行った。その結果、①北海道、②東北・東京、③中部・北陸・関西、④中国・四国、⑤九州の5エリアに分割して表示することとしたい。
3. 他方、2026年4月に予定されているJEPXの時間前市場システムの更新について、入札に参加する複数の事業者から、自社システムを同更新時期までに適合させることが困難であり、同年9月末まで延期して欲しいとの声がある。
4. このため、①JEPXに対しては、新時間前市場システムの運用開始を2026年10月1日とすることを求めるとともに、②旧一電等に対しては、確実に同システムへの対応が完了するよう求めることとしたい。

(参考) 第15回制度設計・監視専門会合における議論 (実施時期について)

電力・ガス取引監視等委員会
第15回制度設計・監視専門会合
(2025年11月21日開催) 資料6

インバランス料金制度の改正時期について

1. 補正インバランス料金の上限価格を300円/kWhに引き上げるなどのインバランス料金制度の改正は、2026年4月1日からを予定していた。
2. 一方、旧一電等の事業者による新時間前市場システムへの対応が完了しないまま、インバランス料金制度の改正を予定通り実施した場合、新電力には時間前市場のエリア別情報公表が実現していない状況で、インバランス対応を求めることとなる。
3. こうした状況では、特に2026年夏の高需要期の対応を求めることは難しい面があると考えられる。
4. したがって、インバランス料金制度の改正時期についても、2026年10月1日からとしたいと考えるがどうか。

<インバランス料金制度の改正等に係る議論>

(参考) 主な改正内容 2025年3月 第7回制度設計・監視専門会合 資料3-1
(資料のみ印刷)

- 今回、C値・D値の設定と累積価格閾値制度の見直し案、時間前市場のエリア別の情報公表について検討を行った。
- 次回会合では、今回の議論を踏まえた最終的な整理案（中間とりまとめの改定案）を提示することとしたい。

今回の事務局提案

- **C値については、2026年度から当面の間、300円/kWhに見直すこととし、インバランスの発生やインバランス料金の状況等を監視し、必要に応じて更に見直す。**（沖縄エリアも同様）
- **D値については、2026年度から当面の間、50円/kWhに見直すこととし、インバランスの発生やインバランス料金の状況等を監視し、必要に応じて更に見直す。**（沖縄エリアも同様）
- 累積価格閾値制度
 - ・ 期間設定：対象日の直前7日間。
 - ・ 閾値設定：スポット市場価格（エリアプライス）200円/kWh以上の累積発生コマ数が30コマに到達。ただし、**沖縄エリアについては、指標をインバランス料金とする。**
 - ・ 閾値を超えた場合の上限価格：閾値に到達した翌日から補正インバランス料金の上限価格を**100円/kWh**とする。
 - ・ 解除要件：対象日の直前7日間の**100円以上の累積発生コマ数がゼロ**になった時点。
- **時間前市場の情報公表の拡充については、今後、エリアを分割した情報公表を行う方向で検討を進め、時期については、次回JEPXのシステム更新を行う予定である2026年4月からの実施を目指して、JEPX等における検討を進めていく。**

パブリックコメントの実施結果

結果概要及び対応方針

- 今回のパブリックコメントではインバランス料金制度に関して3件の意見が寄せられた。（詳細は資料3-2に掲載）
- 主な内容としては、累積価格閾値制度、情報公表等について、制度開始後の十分な監視や検証等を求めるものであった。2026年度以降のインバランス料金制度については、今回寄せられた意見も踏まえ、制度開始後に十分な監視を行うとともに、運用実態等の調査・分析を行った上で更なる運用改善などを検討することとし、**本中間とりまとめについては修正の必要はない**と考えるがどうか。
※また、パブリックコメントにおいて、現在検討が進められている時間前市場のエリア別情報公表について、事業者のシステム対応のリードタイムを考慮してほしい等の意見もあった。これについては、システム更新を行う日本卸電力取引所に共有し、引き続き検討を進めていきたい。
- なお、パブリックコメント後の中間とりまとめについては、電力・ガス取引監視等委員会に報告し、2026年4月からの運用開始に向けた託送料金等算定規則の改定等の所要の規則変更に係る建議を経済産業大臣に対し行う。
- また、今回の制度見直しに係るシステム改修等については、送配電網協議会、一般送配電事業者等の関係者と連携し、進めていく。

今後のスケジュール（予定）

2025年7月	電力・ガス取引監視等委員会にて中間とりまとめの報告、経済産業大臣への建議
2026年4月	制度運用開始

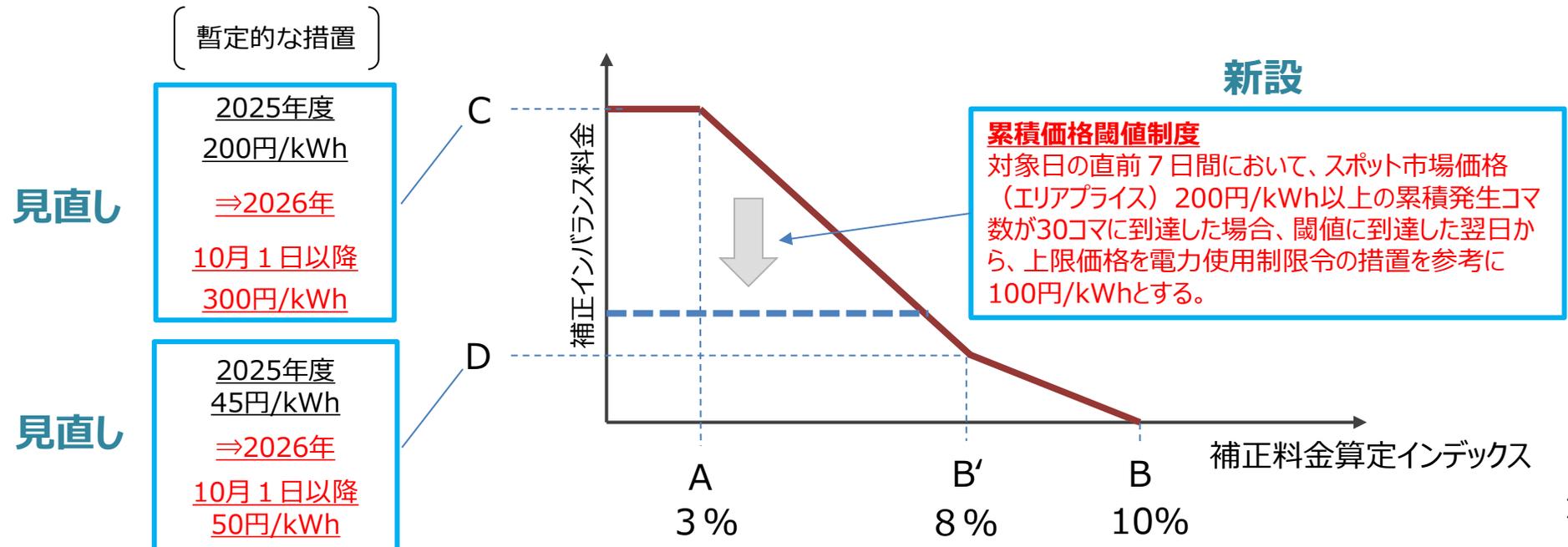
(出所) 第10回制度設計・監視専門会合 資料3-1 抜粋 (令和7年6月27日)

建議を踏まえた対応方針について

- 本建議は、kW需給ひっ迫時補正インバランス料金のC値（上限価格）・D値等について、暫定措置期間（令和4年度～）中のインバランス料金の状況等を踏まえ、2026年10月1日よりインバランス料金制度の見直しを行うための所要の規則改正を行うもの。
- 本見直しにより電力の適正な取引の確保を図ることが重要であることから、監視等委の建議を踏まえ、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則第二十七条等に基づき経済産業大臣が定める額の一部を改正する告示を改正することが適当であると考えられる。

<一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則第二十七条等に基づき経済産業大臣が定める額の一部を改正する告示の改正イメージ>

kW需給ひっ迫時補正インバランス料金



(参考) 一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則第二十七条等に基づき経済産業大臣が定める額の一部を改正する告示

一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（平成二十八年経済産業省令第二十二号）

第二十七条 インバランス料金は、次の各号に掲げる額のいずれか高い額とする。

二 補正料金算定指数（一般社団法人日本卸電力取引所（以下「卸電力取引所」という。）における売買取引に係る電力の受渡しを行う一時間前における複数の一般送配電事業者による予測値として当該複数の一般送配電事業者の供給区域（連系設備の送電容量等の制限によりインバランスを調整するために行う電力の受渡しができない場合にあっては、一の一般送配電事業者の供給区域。以下この号において同じ。）における三十分単位の各時間帯ごとの供給能力として見込まれる値（一般送配電事業者がインバランスを調整するために調整電源等（連続する稼働時間が一日以上となるものに限る。）又は非電気事業用電気工作物から電気の供給を受ける場合にあっては、その供給能力を除いた値。）から当該複数の一般送配電事業者の供給区域における同一の時間帯の需要電力として見込まれる値を減じた値を当該需要電力として見込まれる値で除した値に百を乗じた値をいう。以下この号において同じ。）に応じ、経済産業大臣が定める額又は算式により算定した額

一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則第二十七条等に基づき経済産業大臣が定める額の一部を改正する告示（平成三十一年経済産業省告示第八十一号）

第一条 一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則(以下「規則」という。)第二十七条第一項第二号に規定する経済産業大臣が定める額又は算式は、次の表の上欄に掲げる補正料金算定指数の区分ごとに、それぞれ同表下欄に掲げる額又は算式とする。

補正料金算定指数が三未満である場合	二百円
補正料金算定指数が三以上八未満である場合	二百九十三円から補正料金算定指数に三十一円を乗じた額を減じた額
補正料金算定指数が八以上十未満である場合	二百二十五円から補正料金算定指数に十二・五円を乗じた額を減じた額
補正料金算定指数が十以上である場合	零円

(参考) 第3回制度設計・監視専門会合における議論 (C値の見直しについて)

第3回制度設計・監視専門会合
(2024年11月15日開催) 資料5

C値の見直しについて①

C値の考え方

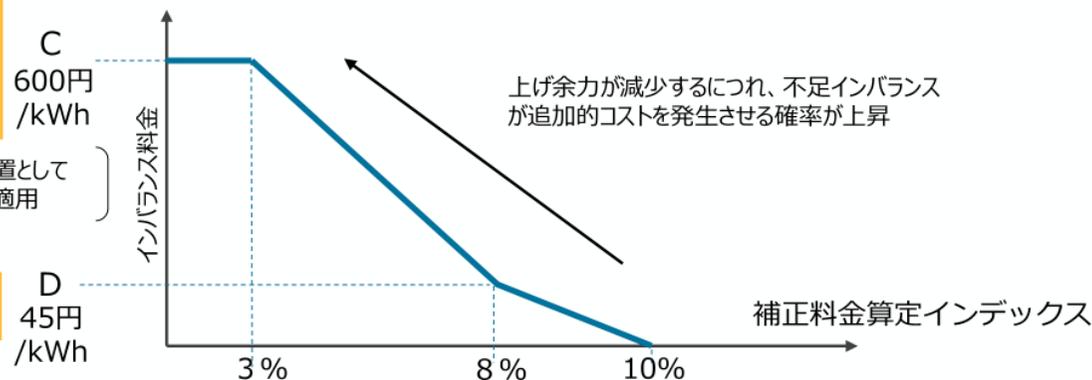
- 補正インバランス料金のCの設定は、需給ひっ迫時の不足インバランスが、大規模停電等の系統全体のリスクを増大させ、一般送配電事業者による緊急的な供給力の追加確保や、将来の調整力確保量の増大といったコスト増につながることから、緊急的に供給力を1kWh追加確保するコストとして、市場に出ていない供給力を新たに1kWh確保するために十分な価格として、新たにDRを追加的に確保するコストから見積もることとした。具体的には、当時は、全国の電源I'の応札額を参考に、複数回発動でのコスト回収額を基に600円/kWhを適用した。
- したがって、C値の見直しは、電源I'の調達価格ありきではなく、「緊急的に供給力を1kWh追加確保するコストとして、市場に出ていない供給力を新たに1kWh確保するために十分な価格」として、何が考えられるかを検討する必要がある。

需給ひっ迫時の補正インバランス料金

緊急的に供給力を1kWh追加確保するコストとして、市場に出ていない供給力を新たに1kWh確保するために十分な価格として、新たにDRを追加的に確保するのに必要な価格。

〔 現在は、暫定的措置として
200円/kWhを適用 〕

確保済みの電源I'のkWh価格を参考に決定。



(参考) 第5回制度設計・監視専門会合における議論 (C値の見直しについて)

第5回制度設計・監視専門会合
(2025年1月30日開催) 資料4

C値・D値について①

補正インバランス料金の設計と暫定的な措置設定の経緯

- 補正インバランス料金は、需給ひっ迫時にインバランス料金が上昇する仕組みとすることで、需給ひっ迫時の不足インバランスの発生により生じる社会的コストをインバランス料金に反映させ、**BGに需給一致の行動をより強く促す**だけでなく、**時間前市場の価格が上昇し、DRや自家発など追加的な供給力を引き出す効果や、需要家が節電する効果が発現**することを期待して制度を設計した。
- また、**Cの設定は、激変緩和による暫定的な措置 (C = 200円/kWh) を2022年度からの制度開始以降導入**しているが、その導入期間は必要最小限の期間とすべきとされている。これは、Cの設定が実際の社会的コストよりも低い場合、需給ひっ迫時においても時間前市場などの価格が十分に上昇しないこととなり、小売事業者によるDRなど、新たな取組の普及が阻害される懸念があり、将来にわたってこうした状況が継続することは需給バランス確保の効率化・円滑化を実現していく観点から望ましくないということによるものである。

(参考) 第7回制度設計・監視専門会合における議論 (C値の見直しについて)

第7回制度設計・監視専門会合
(2025年3月31日開催) 資料3-1

論点1：C値の見直しについて②

C値の水準について

- 前回会合で示したとおり、2024年度以降の需給ひっ迫対応の基本的な考え方は、発電事業者には、容量市場のリクワイアメントにより時間前市場等に供給力を供出させ、小売事業者には、インバランス料金制度により需要計画を精緻化させ、需要に応じた供給力の調達を促すという供給側と需要側の両輪での対応を期待した制度設計となっている。
- C値は「緊急的に供給力を1kWh追加確保するコストとして、市場に出ていない供給力を新たに1kWh確保するために十分な価格」という考え方であるが、直近の容量市場や追加供給力公募の結果※を踏まえれば、現状の暫定措置（200円/kWh）の水準では不十分であり、C値を引き上げる方向での見直しを行うべきではないか。

※容量市場の約定価格は、2025年度～2027年度までの3カ年の平均値253円にD=45円を加算し、約300円。直近（2023年度）の追加供給力公募（kW公募）の試算値は300円～400円。

- また、これまでの分析で示したとおり、現状では需給ひっ迫時においても時間前市場での取引価格が十分上昇していない状況※であり、系統利用者に需給状況を踏まえた同時同量インセンティブを与える観点からも、C値・D値の引き上げによるインセンティブの強化が必要ではないか。（なお、同時同量インセンティブの強化により需要BGの調達行動が適切なものとなることで、広域予備率の改善もより一層進むことが期待される。）

※併せて、時間前市場における情報公表の拡充も検討する必要があるが、この点については後述（スライド28参照）。

(参考) 第7回制度設計・監視専門会合における議論 (C値の見直しについて)

第7回制度設計・監視専門会合
(2025年3月31日開催) 資料3-1

論点1：C値の見直しについて③

検討の時期について

- また、検討の時期について、2025年夏の需給や広域予備率の状況等を見た上で議論すべきとの意見もあった。この点、送配電網協議会に確認したところ、補正インバランス料金のC値・D値の見直し、累積価格閾値制度を運用するためには、**インバランス単価中央算定システムの改修が必要となり、期間としては1年程度を要する**とのことであった。
- このため、**2025年夏の状況を待っている、上記のシステム改修期間により2026年度からの制度実施が困難となり、本来2023年度までとしていた現状の暫定措置（C = 200円/kWh）の期間をさらに延長せざるを得ず、小売事業者によるDRなど、新たな取組の普及が阻害される懸念等に配慮し、暫定措置期間は必要最小限とすべきという当初の制度趣旨に反するものとなる。**
- なお、**本年1月に制度見直しを行った広域予備率の運用**については、電力広域的運営推進機関が今冬の状況を分析しており、一部エリアではH1想定程度の需要実績があったところ、需給状況は安定的であり、**広域予備率の見直し策も一定程度機能していることが確認されている。**
- また、電源調達やリスク回避手段の状況については、第1回会合で示したとおり、2019年度の制度検討当時と比較して、旧一電の内外無差別な卸売の取組等により、**グループ外への相対卸供給、ベースロード市場の取引量等は増加している。**加えて、2024年度以降、容量市場のリクワイアメントが運用開始となり、**需給ひっ迫時には、容量市場で約定した電源等が卸電力市場等に供出され、新電力が供給力を確保する環境は仕組み上整備されている。**
- 以上を踏まえ、**C値については、2026年度から当面の間、300円/kWhに見直すこととし、インバランスの発生やインバランス料金の状況等を監視し、必要に応じて更に見直すこととしてはどうか。***

(※) 沖縄エリアも同様。 10

(参考) 第3回制度設計・監視専門会合における議論 (D値の見直しについて)

第3回制度設計・監視専門会合
(2024年11月15日開催) 資料5

D値の見直しについて①

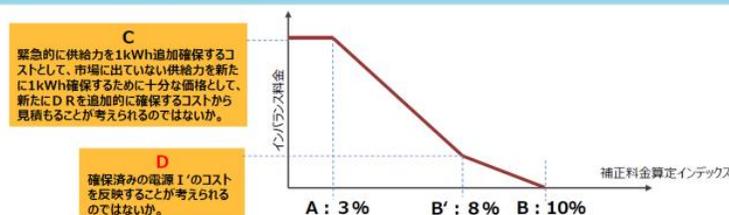
D値の考え方

- 補正インバランス料金のDの設定は、補正料金算定インデックスの水準が8%までは確保済みの電源I'で需給対策が行われると考えられ、8%までは電源I'のコストのみを反映することが合理的との考えから、確保済みの電源I'のコストとして45円/kWhを適用した。
- すなわち、D値は、確保済みの追加供給力対策のコストを反映するという考え方によっていることから、D値の見直しに当たっては、現状の追加供給力対策を踏まえる必要がある。

補正インバランス料金におけるDの設定について

第43回制度設計専門会合 資料5
(2019年11月)

- 2020年度以降、全てのエリアで電源I'（容量市場受渡し開始後（2024年度以降）は発動指令電源）を確保する予定であることを踏まえると、一定の水準（以下のB'）までは確保済みの電源I'で需給対策が行われると考えられ、その水準までは電源I'のコストのみを反映することが合理的と考えられる。（これより「補正料金算定インデックス」が低下すると、新たに供給力を確保する必要性が発生。）
- したがって、Dの設定は、確保済みの電源I'のコスト（例えば、電源I' 応札時に応札者が設定するkWh価格の上限金額の各エリア最高価格の全国平均）とすることが適当ではないか。
- この価格は、直近の2019年度向け電源I'公募結果から試算すると、約4.5円/kWhとなる。当面はこの価格を前提に検討を進めつつ、電源I'の価格など市場環境等に大きな変化があった場合には必要に応じ見直しを行うこととしてはどうか。



※電源I'が実際に発動した場合、発動した電源I'のkWh価格は通常インバランス料金カーブに買入されることとなる。

電源I'以外の新たな供給力を追加的に確保することが必要になる区間

確保済みの電源I'で対応すると考えられる区間（Bから電源I'が稼働する確率が発生し、B'で100%稼働するという考え方）

30

(参考) 第7回制度設計・監視専門会合における議論 (C値の見直しについて)

第7回制度設計・監視専門会合
(2025年3月31日開催) 資料3-1

論点3：D値の見直しについて

D値の設定について

- D値の設定については、広域予備率8%で実施される追加供給力対策のうち、最もコストが高いと考えられる余力活用電源の追加起動のコストを反映して50円/kWhとする案について、委員からは、合理的等の評価があり、特に反対意見はなかった。
- したがって、D値については、**2026年度から当面の間、50円/kWhに見直すこととし、インバランスの発生やインバランス料金の状況等を監視し、必要に応じて更に見直すこととしてはどうか。**※

(※) 沖縄エリアも同様。

2025年1月 第5回制度設計・監視専門会合 資料4

C値・D値について③

D値の設定について

- D値は、確保済みの追加供給力対策のコストを反映するという考え方によっていることから、第3回制度設計・監視専門会合において、現状の確保済みの追加供給力対策のうち、最もコストが高いと考えられる余力活用電源の追加起動のコストを反映して、**50円程度とする案**を示した。
- 他方で、補正料金算定インデックスを見直すことで、補正インバランス料金が適切に上昇し、追加供給力対策が発動する広域予備率8%付近でのB Gの同時同量達成インセンティブを高めるという考え方もあり得ることから、理論上考えられる選択肢として、①**補正料金算定インデックスのみを見直す**、②**D値の水準のみを見直す**、③**補正料金算定インデックスとD値の双方を見直す**、といった選択肢を示した。
- その後、第4回制度設計・監視専門会合での議論において、**補正料金算定インデックスの見直しは行わないこと**と整理した。
 - 第4回制度設計・監視専門会合における分析では、D値に相当する45円以上のコマは、2022年度実績では125コマ～1,502コマ発生し、2023年度・2024年度の実績では、45円以上のコマの発生は、14コマ～104コマの発生にとどまっていた。
- 以上の経緯を踏まえると、**補正料金算定インデックスの見直しを行わないのであれば、②D値の水準のみを見直す**、ことが同時同量達成インセンティブを高める上での取り得る選択肢となるが、**D値を50円に引き上げる**ことについて、**どう考えるか。**

(参考) 第8回制度設計・監視専門会合における議論 (累積価格閾値制度について)

第8回制度設計・監視専門会合
(2025年4月25日開催) 資料4-1

累積価格閾値制度について

前回会合での整理を踏まえた追加検討

- 前回会合において、2026年4月から実施するインバランス料金制度の見直しに関し、累積価格閾値制度については、第4回会合で示した事務局案のうち、新電力の経営への影響やセーフティーネットの強度を高める観点等を踏まえ、
 - ① 制度発動時の補正インバランス料金の上限価格の引き下げ額を電力使用制限令の措置を参考に、**200円/kWhから100円/kWhに変更。**
 - ② 閾値設定の指標を、**システムプライスからエリアプライスに変更。**について、修正を行い取りまとめた。
- 他方で、②の見直しを行ったことにより、累積価格閾値制度が発動したエリアで補正インバランス料金の上限価格が100円に引き下がった場合、隣接エリアのエリアプライスとの価格逆転が起こり得る。
- このため、どのような対応が取り得るか検討を行った。

前回会合での整理

- 累積価格閾値制度
 - ・ 期間設定：対象日の直前7日間。
 - ・ 閾値設定：スポット市場価格（**エリアプライス**）200円/kWh以上の累積発生コマ数が30コマに到達。
ただし、**沖縄エリアについては、指標をインバランス料金とする。**
 - ・ 閾値を超えた場合の上限価格：閾値に到達した翌日から補正インバランス料金の上限価格を**100円/kWh**とする。
 - ・ 解除要件：対象日の直前7日間の**100円**以上の累積発生コマ数がゼロになった時点。

(参考) 主な改正内容

2025年3月 第7回制度設計・監視専門会合 資料3-1
(タイトルのみ一部加工)

- 今回、C値・D値の設定と累積価格閾値制度の見直し案、時間前市場のエリア別の情報公表について検討を行った。
- 次回会合では、今回の議論を踏まえた最終的な整理案（中間とりまとめの改定案）を提示することとしたい。

今回の事務局提案

- **C値については、2026年度から当面の間、300円/kWhに見直すこととし、インバランスの発生やインバランス料金の状況等を監視し、必要に応じて更に見直す。（沖縄エリアも同様）**
- **D値については、2026年度から当面の間、50円/kWhに見直すこととし、インバランスの発生やインバランス料金の状況等を監視し、必要に応じて更に見直す。（沖縄エリアも同様）**
- 累積価格閾値制度
 - ・ 期間設定：対象日の直前7日間。
 - ・ 閾値設定：スポット市場価格（**エリアプライス**）200円/kWh以上の累積発生コマ数が30コマに到達。
ただし、**沖縄エリアについては、指標をインバランス料金とする。**
 - ・ 閾値を超えた場合の上限価格：閾値に到達した翌日から補正インバランス料金の上限価格を**100円/kWh**とする。
 - ・ 解除要件：対象日の直前7日間の**100円**以上の累積発生コマ数がゼロになった時点。
- **時間前市場の情報公表の拡充**については、今後、**エリアを分割した情報公表を行う方向**で検討を進め、時期については、次回JEPXのシステム更新を行う予定である**2026年4月からの実施を目指して、JEPX等における検討を進めていく。**